

公正競争確保の在り方に関する検討会議（第7回） 議事録

- 1 日時：令和3年10月11日（月）13:15～14:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
相田主査代理、石田構成員、大谷構成員、大橋主査、高口構成員、
関口構成員
 - ・ オブザーバー
小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
 - ・ 総務省
竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、
林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、
飯村事業政策課市場評価企画官、田部井事業政策課課長補佐

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。ございます。

定刻となりましたので、ただいまから公正競争確保の在り方に関する検討会議第7回を開催いたします。本日は、岡田構成員が都合のため御欠席との御連絡いただいています。

本日の議題ですけれども、第6回会合で審議された本検討会議の報告書（案）について、3月6日から4月5日までパブリックコメントを行って、広く御意見を頂戴いたしました。御意見くださった方、本当にありがとうございます。

本日、この御意見とそれに対する考え方を御説明いただいて、また、報告書（案）の反映の内容についても、事務局から御説明いただきたいと思います。

その後に構成員の皆様方から、御質問、コメントなり自由にいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【飯村事業政策課企画官】 事務局から御説明をさせていただきます。資料7-1を御覧ください。「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書（案）」に対する意見及びそれに対する考え方でございます。

今、大橋主査からも御説明いただきましたように、報告書（案）につきましては、本年3月6日から4月5日まで意見募集をさせていただきました。意見提出数は41件、法人・団体様から34件、個人の方から7件いただいております。ありがとうございます。

具体的な意見提出企業名につきましては、そちらに記載のとおりでございます。御意見は大部のため、主に御指摘を受けて報告書修正等をさせていただいた箇所などを中心に御説明をさせていただきます。なお、御意見を紹介する際、事業者名については敬称省略をさせていただきます。

それでは、2ページ目を御覧ください。総論部分でございます。まず意見0-1-1、こちら21社連名でいただきました御意見でございます。

御意見でございますが、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書取りまとめに当たっては、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえた検討、取りまとめが必要である。そのため、NTTドコモ完全子会社化に係る一連の行政対応がゆがめられていなかったか、検証委員会による徹底した真相究明を行うこと。また、検証委員会の検証結果を踏まえて改めて議論を行い、報告書に反映するとともに、それが完了するまで、NTTドコモ完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成が一方的に進められないよう、指導を徹底すること。今回の事案により行政の公正性に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討・検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ることの3点を要望するとの御意見でございます。

こちらに対する考え方でございます。本年3月16日、総務省職員による国家公務員倫理法違反により、関連する情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念が生じている状況を踏まえ、これを第三者の視点から検証するため、情報通信行政検証委員会が設置されました。

本報告書案についての意見募集は、先ほど申し上げましたとおり3月6日から4月5日にかけて実施したところでございますが、検証委員会において、NTTグループをめぐる政策決定についての検証がなされるということを受け、本報告書の取りまとめに当たっては、検証委員会の検証結果を踏まえることといたしました。

本年、今月ですけれども、10月1日、検証委員会より検証結果最終報告書が公表され、同報告書においては、「NTTドコモの完全子会社化については、これを妨げるようなNTT法等による直接的な規律がないとする総務省の判断は、法の規定そのものを見る限りは妥当である。同法等の趣旨あるいは公正競争確保の観点から適切かについては議論の余地があるものの、完全子会社化後速やかに、NTTグループに対する、公正競争を確保するための新たな行為規制等を「公正競争確保の在り方に関する検討会議」で検討するなどしており、総務省の対応に問題があったとは言えない。ただ、総務省の判断の妥当性は、同グループに

対する新たな行為規制が機能することが前提となることから、総務省には、今後、新たな規制の機能状況の実効ある検証を求める」などとされてございます。

実効ある検証が必要であるとの同報告書の内容は、本検討会議の報告書の内容と同一の方向性にあるものであり、意見募集に寄せられた御意見も踏まえて議論を行い、所要の修正を行った上で、今般、本報告書を取りまとめることとしました。

なお、本報告書案においては、既存ルール等の遵守状況の検証を行い、検証を通じて競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとするとともに、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から、必要な方策等について検討を行うべきとしております。

今後、本報告書の内容を踏まえて、総務省において、公正競争条件の遵守状況の確認も含む市場検証の強化のための検討や、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTドコモの指定等を速やかに行っていくべきとしております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。意見0-1-8、NTT東西及びNTT持株からの御意見になります。

NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコム等との関係は変わらず、NTT東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不相当であり、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではないとの御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、本報告書案に記載のとおり、NTTコムのネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わり、NTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者の間での役員兼任は、公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること。NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスクが存在すること。また、NTT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱いを行う等のリスクも存在することを踏まえ、新たに、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として、速やかに指定する必要があるとしております。

続きまして、その下でございますが、意見0-1-9、NTT東西、NTT持株、NTTドコモからの御意見でございます。

今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考えである。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不适当であり、検証等に当たっては、競争事業者からも必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要である。また、市場検証会議において、旧来の各種規制等の必要性を検証し、必要性が乏しいものの廃止を要望するとの御意見でございます。

これについての考え方につきまして、市場検証の強化に当たりましては、市場の実態等を正確に把握する、また、そのために広く関係事業者等からデータを取得していく必要があることから、御意見にありますように「対応可能な範囲で、情報提供等に応じて」いただけることは重要であると考えてございます。関係事業者等におけるデータ提出への御協力を期待してございます。

また、「競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証する」こと、「電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析」も必要であると考えます。

検証の内容や取得するデータの範囲につきましては、市場環境の変化、公正競争上の課題の状況、事業者の負担等に応じて、随時見直していくことが適当であると考えます。

今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとしてございます。

続いて、12ページ目を御覧ください。こちら意見0-2-1、KDDIからの御意見でございます。

公正有効競争条件は、法的な担保がなくても遵守すべきものである。旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化については、NTTグループの事業経営に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、公正競争条件を確保するため、NTT持株の事業計画認可の内容に含めて申請させるべきとの御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、本報告書に記載のとおり、「改めて、それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループ各社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証していくなどの対応を行う必要がある」としております。

これを踏まえ、今後、総務省において、公正競争条件の遵守状況の検証など、必要な対応

を行っていくことが適当と考えます。

また、NTT持株の事業計画の認可は、NTTの自主性を尊重しつつ、その的確な事業運営を確保するため、国の認可事項とされているものでございまして、引き続き総務省において、NTT法第2条の業務、第3条に定める責務の遂行に影響を与えるか等を確認するものと承知しており、必要に応じ、総務省において、事業計画の認可についての検討がなされるものと承知しております。

なお、電気通信市場における公正競争確保のためには、総務省において、事業法や公正競争条件など、既存ルール等を引き続き厳格に運用していくことが適当としてございます。

続きまして、14ページ目を御覧ください。第2章 公正競争確保に係る課題についてでございます。

意見2-1、ソフトバンクからの御意見でございます。NTTドコモ完全子会社化に伴う懸念として、「各種規制遵守のインセンティブが薄れ」と主張しているところ、「各種法令等を遵守する」とのNTT持株の主張のみを報告書に記載することはバランスを欠き不適切であるため、追記を要望するとの御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、いただいた御意見を踏まえまして、報告書案12ページ目を修正させていただきます。「本検討会議では、意見を聞いた。その際、NTTグループの一体運営が進展し、NTTグループの利益最大化を志向しやすくなるとの懸念等が挙げられたほか、様々な課題が提起された。」こちらを追記させていただきます。

引き続きまして、16ページ目を御覧ください。意見3-2-3、日本ケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。

NTTドコモ完全子会社化という状況変化を踏まえ、NTT東西におけるローカル5G無線局免許の扱いの是非について改めて検証を行うべき。また、NTT東西のローカル5Gに関する懸念にかかる意見の追記を要望するとの御意見でございます。

こちらに対する考え方でございますが、本報告書案に記載のとおり、市場検証会議において、「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する」といったことなどの検証を実施することが考えられます。

また、いただいた御意見を踏まえまして、関係事業者等の意見として、御指摘いただいております修文意見のとおり、報告書案24ページ目に追記をさせていただきます。

引き続きまして、27ページ目を御覧ください。NTTドコモとNTTコムの関係に係る課

題、法人営業の一体化に伴う課題についての御意見でございます。意見3-2-28、KDD Iからの御意見でございます。

NTTドコモとNTTコム等の連携等の影響についての競争分析は重要である。その際、市場シェアの算出等に契約数等のデータを提出する必要があるれば、可能な範囲で協力していく所存といった御意見でございます。

こちらについての考え方でございますけれども、市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、広く関係事業者等からデータを取得していく必要がある、そういったことで考えておりました、御意見にいただいておりますように、「データを提出する必要があるれば、可能な範囲で協力して」いただけるということは重要であると考えており、関係事業者等におけるデータ提出への御協力を期待してございます。

また、法人向けサービスについての検証項目や必要となるデータ等については様々考えられますけれども、具体的な検証項目や検証に必要なデータ等においては、今後、市場検証会議において検討を行っていくことが適当と考えてございます。

引き続きまして、29ページ目を御覧ください。意見3-2-30、ソフトバンクからの御意見でございます。

法人向けサービスの提供では、各レイヤで強みを有することが重要でございまして、契約数等のみに基づく市場把握では、実態を見誤る可能性がある。市場評価に有効な視点や各レイヤの競争力、市場支配力等も勘案した評価方法の検討が必要であり、その旨の追記等を要望するといった御意見でございます。

こちら、その下でございます意見3-2-31、KDD Iからの御意見、意見3-2-32、NTTコミュニケーションズ、NTT東西、NTT持株、NTTドコモからの御意見につきましても、同様に法人市場、法人向けサービスの検証に関する御意見でございますので、これらいただきました御意見を踏まえまして、報告書案32ページ目を修正させていただきます。

具体的には、「関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得できるかを把握し」の後で、「検証の観点等について検討した上で」を追記させていただくとともに、「各レイヤにおける電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係や電気通信事業者以外の市場支配力等も検討しつつ」といった形で、修正をさせていただきます。

なお、具体的な検証項目、検証に必要なデータ等については、今後、市場検証会議におい

て検討を行っていくことが適当と考えます。

36ページ目を御覧ください。こちら、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題についての御意見でございます。

まず、意見3-2-42、テレコムサービス協会からの御意見でございます。

「市場検証会議等の場において、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく」ことについて賛同する。禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、電気通信市場検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期の実現を期待するといった御意見でございます。

こちら、続いての意見3-2-43、KDDIからの御意見でございますが、規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大しなければならないような環境変化は生じていないとの御意見でございます。

その下、意見3-2-44、NTT持株、NTTドコモからの御意見でございますけれども、NTTドコモに対する禁止行為規制の撤廃を要望、また、競争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、NTTドコモだけに規制を課すことは不相当であるとの御意見でございます。

続きまして次のページ、意見3-2-45、ソフトバンクからの御意見でございますが、NTTドコモは他のMNOとは状況が異なり、同社1社のみを市場支配的な二種指定事業者とする現状の維持が適切といった御意見でございます。

これら競争事業者、適用事業者等からそれぞれの立場で様々な御意見をいただいておりますけれども、考え方にお示しをさせていただいておりますように、まずは、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、市場検証会議等の場において、実態を広く把握・検証した上で、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく必要がある」としております。また、「具体的な問題事例の有無など、実態の把握に当たっては、広く関係事業者等の協力が必要と考えており、関係事業者等における実態把握への御協力を期待する」としております。

続きまして、43ページ目を御覧ください。NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題についての御意見でございます。43ページ、意見3-2-53、ソフトバンクからの御意見でございます。

検証に必要な情報の例示として、「各社データの定義を揃えるための情報」といった記載

は不適切であり、本例示の削除又は修正を要望するといった御意見でございます。

こちらの御指摘を踏まえまして、報告書案44ページ目を修正いたします。修正といたしましては、「なお、現在の市場検証会議における検証においても、検証に必要な情報（各社データの定義がまちまちであるところ、具体的な相違が分かるようにするとともに、同じ基準で比較するために必要な情報など）が得られていない場合があることから」といった部分で追記をさせていただきます。

続きまして、45ページ目を御覧ください。NTT東西の特定関係事業者への指定等についての御意見でございます。意見3-3-4、ソフトバンクからの御意見でございます。

電気通信市場の変化が急速であるといったことを踏まえ、禁止行為規制等の潜脱行為等が既成事実化したり、公正競争環境の確保に必要な対応策が手後れとならないよう、速やかな対応が必要であり、その旨の追記等を要望するといった御意見でございます。

こちらに対する考え方といたしまして、今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとしてございます。こういった考え方から、御意見を踏まえ報告書案45ページ目を修正させていただきます。

次のページに修正箇所を記載してございますけれども、「また」以降のところ、「特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる」と、「速やかに」を追記をさせていただきました。

引き続きまして、NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持に関する御意見でございます。

こちら、意見3-3-8、KDDIからの御意見でございますけれども、既存ルール等の個別検証のみでなく、NTTドコモ完全子会社化による総括的な検証が必要。毎年の検証で問題が生じた場合には、直ちにNTTグループの在り方を含めた検討の実施が必要といった御意見でございます。こちらに対する考え方といたしましては、本報告書案において、既存ルール等の遵守状況の検証を行い、検証を通じて競争上の課題が明らかになるなど、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行うべきとするとともに、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行うべきとしております。

その下、意見3-3-9、ソフトバンクからの御意見でございます。出資比率の低下について、「その維持の必要性は薄れたものと考えられる」とあるが、関係者間で事前の議論が

されず、本検討会議でも説明がないまま事後的に容認されるべきではなく、今後、その他の条件についての前例となる懸念があるため、削除すべきとの御意見でございます。

こちらについての考え方でございますけれども、本報告書案に記載のとおり、「公正競争条件のうち、出資比率の低下については、1990年代後半以降、事業法改正等により制度整備が図られてきていること。また、1992年の移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を踏まえれば、その維持の必要性は薄れたもの」と考えます。

一方で、「出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これまでの考え方と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要があると考えております」としております。

続きまして48ページ目でございますけれども、市場検証の強化でございます。意見3-3-12、日本ケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。

法人向けサービスの実態把握の強化に賛同する。検証対象として、地域に閉じた固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル5Gなどを対象とするよう要望する。その際、地域における競争環境の検証が不可欠であるため、地域単位の検証を要望する。その旨の追記も要望するといった御意見でございます。

御意見の最初につきましては、賛同の御意見として承ります。御意見の②も踏まえまして、次のとおり報告書案47ページ目を修正いたします。

具体的な修正といたしましては、「法人向けネットワーク市場やIoT向け通信サービス市場に限らず」の後に、「地域内で提供されているサービスや今後進展するローカル5Gなども含め」といった文言を追記させていただいております。

続きまして、52ページ目を御覧ください。意見3-3-18、オプテージからの御意見でございます。

市場検証の見直し内容について具体的に示されたことに賛同する。禁止行為規制の遵守状況の検証において、NTTのみならず他事業者からも比較対象としての客観的なデータを取得し検証することに賛同。他事業者からのデータ取得に当たっては、その負担への配慮が必要である。

なお、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容

の在り方については、まずは実態把握・検証のうえで、非常に応じてさらなる検討の実施を要望する。検証の結果、問題が認められれば、速やかに必要な措置を要望するといった御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するために、関係事業者等から広くデータを取得していく必要がある。NTTのみならず他事業者からもデータを取得し検証することへの賛同の御意見は重要なものと考えており、関係事業者等におけるデータ提出への御協力を期待してございます。

また、検証の内容や取得するデータの範囲については、市場環境の変化、公正競争上の課題の状況、事業者の負担等に応じて、随時見直していくことが適当であり、具体的な検証項目等については、今後、市場検証会議で検討を行っていくことが適当としてございます。

続きまして、55ページ目、将来的な課題についての御意見でございます。意見4-3-4、ソフトバンクからの御意見でございます。

将来的なネットワークに対する今後の対応としては、既定事実の積み上げによって、なし崩し的にそれが実現不可能になることがないように、整理・検討は具体的な仕様が決まる前の段階で行われることが望ましい。本報告書に将来ネットワーク関連の動きと、それに合わせた検討スケジュールについて明記すべきといった御意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、将来のネットワークへの対応について、今後、実態が先行して制度整備が困難とならないように、必要な検討を図っていくべきとしてございます。

このため、報告書案53ページ目を修正してございまして、具体的な修正箇所といたしまして、「そのため、ネットワークを巡る環境変化を常に注視しつつ、実態が先行して公正競争確保のための制度整備が困難にならないように、各課題等についてそれぞれ検討を行っていくとともに、別途、ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要がある」と下線部の部分を追記させていただいてございます。

続きまして、意見4-3-5、NTT持株からの御意見でございます。

IOWNにおいては、APIやデータフォーマットの標準化等を行い、オープンにしていこう考えである。IOWN構想の実現のためには、国内外の企業や研究機関との協業が必要不可欠である。将来に向けたネットワークについて、その構成や技術的な仕様が不透明な中で規制の議論が先行しても、新たな技術の登場により議論の前提が変わる可能性や、議論自体が新たな技術の適用可能性を阻害するリスクがあることに加え、規制に対する萎縮効果等

により、イノベーション創出へのインセンティブを低下させかねないことから、規制の議論を先行して行うことは不適切であるとの御意見でございます。

こちらについての考え方につきましては、本報告書案に記載しておりますけれども、「これまでの規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から必要な相互運用性を確保するための基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していく必要がある」としております。

以上、いただいた主な御意見、それに対する修正、それに対する考え方につきまして、御説明をさせていただきました。

続きまして、資料7-2、本報告書（案）でございますけれども、基本的に今意見募集でいただきました御意見の内容を反映させていただいたものとなります。

2ページ目を御覧いただきまして、最初に申し上げましたような、情報通信行政検証委員会に関する経緯、また、情報通信行政検証委員会の最終報告書の該当部分につきまして、引用をさせていただいております。こちらの内容につきましては、先ほど意見募集結果のときに御説明させていただいた内容と同じでございます。そのほか、内容に関しましての修正につきましては、意見募集でいただきました御意見の該当箇所について修正をさせていただいております。

54ページ目の「おわりに」の部分に、検討会議における議論につきまして、関係事業者等の御意見とともに、検証委員会の検証結果も踏まえてといったところを追記させていただいております。そのほかは形式的な修正ですとか時点の修正を一部行っているというものとなっております。

以上、検討会議報告書案に関するいただきました御意見及びそれに対する考え方と報告書案につきまして、御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。前回から若干日がたってしまったわけですが、その間パブコメを通じて様々御意見頂戴し、また、本日丁寧にそれぞれの考え方について主立ったもの、御説明いただいてありがとうございました。そうしたものが資料の7-2に反映した形で、今回、御提示をさせていただいているものでございます。

それでは、構成員の皆様方で御質問なりあるいは御意見なりあれば、ぜひ手を挙げていただければと思います。チャット欄を使っていつもどおり教えていただければ、指名をさせていただきますので、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、相田構成員、お願いたします。

【相田主査代理】 相田でございます。前回から大分間が空いてしまったこともあって、少し細かいところで忘れていた点もあるかと思うんですけども、寄せられた意見に対する考え方等につきましては、恐らくこれで問題ないと思います。

全体を通じてということで、これ、前にも申し上げたことあったかと思いますが、やはりこの通信分野というものの、NTTの民営化さらには分割ということをやった頃には、他分野に非常に先んじてこういう公正競争の確保ということをやってきたわけですけれども、昨今ですと、電力分野のほうでも送配電の構造的分離がもう実現されているというところで、世の中でこの公正競争ということに関して見る目のスタンダードも少し以前とは変わってきているのかなということで、今後、そういうものを踏まえて、この中でまた改めて必要に応じ、NTTの在り方等について検討するという記述が盛り込まれていますけれども、進めていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

【大橋主査】 御丁寧にありがとうございます。電力分野でも、様々な取組進んでいるという御指摘でした。ほかの構成員の方、いかがでしょうか。一応、本日で一つの区切りになりますので、もしよろしければ全体通じた御感想でも構いませんし、いただければと思いますけれども。

ありがとうございます。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。このたびは寄せられた意見に対して、丁寧な御説明と報告書の修正も行っていただきまして、ありがとうございます。

感想めいたことぐらいしか、この時点でお話できることはないのですが、せっかくの機会ですので、述べさせていただきたいと思います。

今回、情報通信行政検証委員会での検討結果も踏まえた形で、この時期に公表していただくことに、取りまとめをすることになったわけですけれども、やはりこの委員会に先立って、公正競争確保のための私どもの検討結果というのをまとめて、そして、意見募集を行うというように、適切に対応してきたことが受け止めていただけていたのではないかと感じた次第です。

注釈のほうにも書いていただいているとおりでございますけれども、こういった行為規制の適切な運用と、それから事後的な検証といったものが適切に行われていくことが必要だということになりますので、少し時間は空いてしまいましたけれども、市場検証会議の宿題になっている項目を、きっちりこれから検討していただく必要があると考えております。それに当

たっては、本文の中にも報告書に書いていただいておりますけれども、必要なデータの整備につきまして、関係事業者の御協力を改めてお願いしたいと思っております。

今回読み返しまして、そのメインの部分もさることながら寄せられた御意見の中に、ケーブル事業者の皆様から、ローカル5GのNTT東西の影響力の大きさについて述べられた箇所がありまして、それに関しても、今回の報告書に随所に盛り込まれているところなんですけれども、NTT東西は、そもそも全国のMNOとの連携をローカル5Gですることは認められていないわけですけれども、そういった企業グループとしてのMNOとの連携という取組とはまた別に、やはり圧倒的な力というか、情報量であるとか、通信に関する大きな影響力を持っていて、それについて、この公正競争の観点から別の切り口でも不当にケーブル事業者が競争上不利な状態になっていないのかというのを、また見ていく必要があるのではないかと思いますので、この点につきましても、市場検証会議の項目になっていることですので、MNOとの連携という観点以外のところでも見ていく必要があるのではないかなと改めて感じている次第です。

私からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。ただいまの大谷構成員の御指摘と少し視点は共有しているんですけれども、今後とも、市場検証会議の役割というのは非常に大きく、様々な分析を今後とも続けていかなければいけないと思っております。その点では、単にターゲットだけにデータを出して頂くという形での分析を行うというだけではなくて、他の事業者様からのデータを広く収集して、そして比較・検証を行っていくという作業も欠かせないと思っております。

その意味では、資料7-1の8ページの意見0-1-9のところでは、関係事業者等におけるデータ提出の御協力を期待しておりますという表現で、あくまでも二種の場合にはお願いベースということではあるんですが、ぜひ他事業者にも御協力をお願いしたいと思っております。

この点は例えばオブテージさんの御意見を拝見していると、そこについては非常に協調的な御意見を賜っていて、同じく資料7-1の52ページ、意見の3-3-18というところです。オブテージ様から御意見では、比較対象としての客観データの提供を賛同いただいております。もちろん負担への配慮もお願いしたいということの附帯条件付ではありながら、NTT以外の他事業者からのデータ分析の必要性も、このように賛同いただいているというの

は非常に心強いところだと思います。

若干ちょっと御意見の中では、相反する御意見が、50ページのソフトバンク様、意見3-3-15のところ、検証が困難な場合に限定をして、他事業者からのデータの提供ということですが、それに対する考え方に示されていますように、広く御協力をお願いしたいということですので、ぜひ他事業者の皆様にもデータの提供等については、御協力をいただければと存じています。

少し、別の視点から申し上げることになるかもしれませんが。別途「接続料の算定等に関する研究会」という研究会に私が入れていただいております、相田構成員も一緒にお入りになっていらっしゃるんですが、先月9月10日に第五次報告書が出ました。その71ページのところで、モバイル接続料の特に利潤の適正性の検証についての検証向上策を講じているところなんです、第五次報告書71ページのところで、移動通信電気通信事業の全社に占める割合を、少しリファーしているんです。

NTTは、移動電気通信事業は34%、それからKDDIは少し幅があって、40から50%、ソフトバンクは38%と、これは他分野の多角化した分野の推定が入るので、必ずしも正確な数字とは言い難い、少しざっくりした数字であります、いずれにしても、この移動電気通信事業は、グループ全体から見ると過半数を超えないという状況になっていて、各社の経営の多角化というのは顕著になりつつあるんです。したがって、電気通信事業を起点として、様々な分野に進出を図るとするのが各社さんの大きな戦略になっているわけです。

したがって、この市場検証会議の検証対象である電気通信事業も、様々な分野に多角化を図っている中で、どのようにその会社の実態を把握をして、市場全体の検証を行っていくかという非常に難しい局面の中で、メンバーの先生方には分析を実施するという御苦勞をおかけすることになりますが、今後とも公正競争ということについての正しい分析を行えるように、競争事業者各社さんにも、データ適用のことはあくまでもこの二種はお願いベースであります、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【大橋主査】 大変重要な御指摘ありがとうございます。続きまして、高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。全体としましては、これまでの構成員の先生方がおっしゃられたとおり、今後は市場検証会議で、この報告書を受けて、どう実際にデータ等の御協力を事業者の皆様にご協力いただきながら検証を進めていくかということにかかって

くるかと思うんですけれども、やはり私もその市場検証会議の構成員を務めさせていただいておりますが、現行のルールがきちり守られているかどうかとか、遵守状況というのはやはり事業者様のデータの提供なしには今後なかなか検証しにくくなっていくのかなと思っていますので、ここは事業者の皆様と協力の上で、ルールの遵守状況等はチェックしていく必要があると。その上で、それが公正な競争につながっているかということを検証しなければいけないと思っています。

それと同時に、当然その電気通信市場の競争が公正に行われているかどうかということを検証すると、これが一番の目的ではあるわけですが、報告書にありますとおり、将来的なそのネットワークのこととか、あるいは御意見の中にもあったかと思えますけども、他のレイヤのこと、そういったところも含めて、そことつながっているものとしての電気通信市場というものを捉えていかないと、ただ単にその電気通信市場の競争だけが独立して、評価されるものではないのかなというのは最近の技術動向等を見て感じておりますので、少しそういう視野も広げて、その中で、電気通信市場の検証を行うという視点が大事かなと思っています。

あと最後、ちょっと細かい点で恐縮なんですけれども、今回の御意見を踏まえた修文が加えられたこの報告書の12ページのところに御意見を踏まえて修正というところで、「NTTグループの一体運営が進展し、NTTグループの利益最大化を志向しやすくなるとの懸念等が挙げられたほか」という加筆があるわけですが、これは恐らく競争事業者の方の御意見を踏まえられた点かと思うんですが、この部分だけを読むと、何かNTTグループが利益最大化を志向してはいけないとか、志向しやすくなってはいけないという意見のようにも捉えられるんですが、本来純粋に考えると民間企業が利益最大化を志向するのは何の問題もないので、あくまでこの修文というのは規制を遵守せずに利益最大化を志向するとすれば、それは懸念だという条件付の懸念だということは認識しておく必要があるのかなど。

純粋にこの部分だけを読むと何かちょっと違和感を感じて、かといって代替案はないんですけれども、そこを少し、このままでいいとも思うんですけれども、コメントだけさせていただきます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。法制度の枠を超えてということですね。ありがとうございます。続いて、石田構成員、お願いします。

【石田構成員】 石田です。よろしくお願いします。

感想になりますが、パブコメに対する修正案の報告については、特に異論はございません。ありがとうございます。

これまでの検討会議でも、市場検証会議で検討していただく項目とか、この先も考えていただく項目とかがかなりあったかなと思って、市場検証会議は今後も大変と思っていたところに、また、電気通信事業者ではないレイヤについても、公正競争上の問題があるといったような場合はという項目なども加わりまして、市場検証会議に求められることが更になくなっていくということを感じました。

そして今回の情報通信行政検証委員会でも、やはり行為規制についても実効ある検証が必要となっておりますので、報告書と同じこととなりますけれども、市場検証会議において、今後もしっかり検証していただくということが重大なのだということを感じております。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。構成員の方々の一通り御意見頂戴しました。ありがとうございます。

皆様からあったとおり、今回、検証委員会の結論を待つということで、若干前回から日を置かせていただいたわけですが、今回のレポートのタイトルが、まさに公正競争をいかに確保するのか、その在り方をどうすべきなのかということで、過去6回議論させていただいたわけですが、この報告書の妥当性をしっかり堅持していく、あるいはしっかり推進していくためには、事後的な検証が必要であるという検証委員会からの御指摘もあることから、ぜひ市場検証会議においてはデータのさらなる充実、これは関口構成員おっしゃったように、お願いベースではあるものの、ただししっかり公正競争が確保されるということが、ある意味通信行政の中でも一つの大きなディシプリンになるということを考えてみると、やはりこうしたものはしっかり進めなきゃいけないだろうなということで、今回報告書をまとめていただいたところだと思っています。

事務局においてはかなり長い、想定以上に長い期間かかったんですけども、こうした形で、まとめていただいて本当にありがとうございます。

構成員の皆様方の御意見は基本的に報告書の内容について、御異議があるものではなかったのかなど。逆にこうしたものを今後しっかり取り組んでいくためにどうしたらいいのかということについて、様々御指摘いただいたのかなどと思っています。

そこで構成員の先生方のお許しいただけるようでしたら、報告書案については、今後本検

討会議の成果として、公表の手続を進めてまいりたいと思っています。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋主査】 どうもありがとうございます。そのように進めてまいりたいと思いますので、総務省におかれましても、必要な対応を行っていただければと思っています。構成員全員から御賛同の表明いただきました。ありがとうございます。

それではもし、これ以上御意見ないようでしたら、本日はここまでとさせていただきます、最後に二宮局長のほうから御挨拶お願いできればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【二宮総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の二宮でございます。

平素より総務省の情報通信行政への御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼を申し上げます。

また、本検討会議の構成員の皆様方におかれましては、NTTドコモの完全子会社化の動きを受けて、電気通信市場における公正競争の確保の観点から必要な方策等につきまして、これまで多方面から闊達な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど、事務局からの説明の際にも申し上げましたけれども、本検討を進める過程におきまして、情報通信行政検証委員会において、NTTグループをめぐる政策決定についての検証がなされることとなり、また、本検討会議の報告書に対する意見募集におきまして、同検証委員会の検証結果を踏まえて取りまとめるべきとの御意見を寄せられていたところでございます。

その上で、本検討会議におきまして、丁寧に御議論をいただきましたことを深く感謝申し上げます。そうした御議論を経た上で本検討会議の報告書は、情報通信行政検証委員会の報告書も十分に踏まえたものとなっているものと考えております。

総務省におきましては、本報告書の取りまとめの内容を踏まえまして、公正競争条件の遵守状況の確認を含む市場検証の強化や、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTドコモの指定など、必要な対応を速やかに行ってまいりたいと考えております。

今後とも、電気通信事業における公正な競争の一層の促進に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御理解、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【大橋主査】 どうもありがとうございました。それでは、事務局からもし連絡事項あればお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。今後、本検討会議の報告書の公表などにつきましては、総務省の報道資料等にて随時御報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

【大橋主査】 それでは、本日の会合をこれにて閉会とさせていただきます。大変お忙しいところ御参集いただきまして、本日はありがとうございました。